

○清瀬市商工振興計画策定委員会設置要綱

令和 6 年 3 月 22 日 訓令第 8 号

清瀬市商工振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 清瀬市における商工業の現状と課題を明らかにし、今後の市内商工業振興のあり方について、必要な事項を検討するため、清瀬市商工振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、商工振興計画の策定に関する事項について意見等を述べることを所掌とする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者から市長が委嘱する 15 名以内の委員をもって組織する。

- (1) 市内の商店街の関係者
- (2) 市内の商工団体の関係者
- (3) 市内の農業委員会の関係者
- (4) 市内の消費者団体の関係者
- (5) 市内の社会福祉協議会の関係者
- (6) 市内の観光団体の関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 一般公募による市民
- (9) 市職員

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、地域振興部産業振興課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。